

消費税 「インボイス制度」個別相談会のご案内

本年10月1日からインボイス制度が導入され、「適格請求書発行事業者」のみが適格請求書（インボイス）を発行できる仕組みとなります。消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには原則としてインボイスが必要となるため、取引先からインボイスの発行を求められることが想定されます。

「適格請求書発行事業者」になるためには登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。特に免税事業者は慎重に検討する必要があります。

尾鷲商工会議所では消費税インボイス制度の導入により事業環境変化を受ける中小・小規模事業者の皆様のご相談に対応するため、税理士による個別相談会を実施いたします。相談は無料となっておりますので、この機会にぜひご利用ください。

日時	令和5年8月22日(火) 昼の部 14:00～16:00 夜の部 18:00～20:00
会場	尾鷲商工会議所2階 会議室
講師	東海税理士会尾鷲支部 税理士 丸林 克彦 氏 (丸林克彦税理士事務所 所長)

【対象者】 中小・小規模事業者（会員・非会員問わず）

【相談料】 無料

【定員】 各4名(合計8名) (先着順、定員に達し次第締切)

【申込〆切】 令和5年8月18日(金)

【主催】 尾鷲商工会議所・尾鷲青色申告会

※下記申込書にご記入の上、当所まで FAX(22-2682)もしくはご持参ください。

尾鷲商工会議所 行(FAX:22-2682)

事業所名	氏名		
所在地	☎ - -		
※希望する時間帯に○印をお願いします。			
昼の部	①14:00～	②14:30～	③15:00～ ④15:30～
夜の部	①18:00～	②18:30～	③19:00～ ④19:30～

※ご記入いただきました個人情報、本相談会に関わる事務処理以外には使用いたしません。